匝瑳市市民憲章の制定にかかるパブリックコメント実施要項 (案)

1 趣旨

匝瑳市市民憲章の制定にかかるパブリックコメント実施要領(以下「要領」という。)に基づくパブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 資料の公表

要領第2条に規定する公表場所は、市役所本庁においては玄関ロビー行政資料コーナー、野栄総合支所においては玄関ロビーとし、素案を備え付け、意見の提出方法を記載する。

なお、資料の公表は、平成20年11月10日から行う。

3 市民

要領第2条に規定する市民とは、本市に住所を有する者とする。

4 意見の提出

要領第6条に規定するメールアドレスは k-kikaku@city. sosa. lg. jp、ファクシミリ番号は0479-72-1114、郵送先及び持参場所は企画課とする。なお、意見書を持参する場合及び市職員が市民から依託されて提出する場合も、平成20年11月28日までの企画課到着分を有効とする。

5 意見への回答

提出された意見ごとにその意見の概要と市の考え方を、氏名及び住所を除い て市ホームページで公表する。

6 パブリックコメントの周知

市民へ周知するため、告知文を市ホームページに掲載する。